

資料提供
令和3年12月27日
土木部建築住宅課
(担当) 星名・勝田
(TEL) 076-225-1777
(内線) 5312・5315

石川県住生活基本計画の変更案に対するパブリックコメントの実施について

県では、住生活基本法及び住生活基本計画（全国計画）に基づき、平成28年度から令和7年度の10年間を計画期間とした「石川県住生活基本計画2016」を策定し、住宅政策の推進を図っています。

近年の社会情勢の変化や、令和3年3月に国の定める全国計画が変更されたことを受け、県においても計画の見直しを行っているところです。つきましては、計画の変更案について、広く県民の皆様からのご意見を募集します。

1 募集期間

令和3年12月28日（火）から令和4年1月27日（木）まで
郵送の場合は、最終日の消印有効

2 募集する意見

石川県住生活基本計画の変更案に対する意見

3 資料の入手方法

石川県ホームページからのダウンロード

<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kenju/jskk/pubcomme.html>

窓口での閲覧・配布

- 石川県 土木部建築住宅課（金沢市鞍月1-1）
- 石川県 行政情報サービスセンター（金沢市鞍月1-1）
- 石川県 奥能登土木総合事務所分室 建築課（輪島市三井町洲衛10-11-1）
- 石川県 中能登土木総合事務所 建築課（七尾市本府中町ソ27-9）
- 石川県 津幡土木事務所 建築課（津幡町字加賀爪ヌ111-1）
- 石川県 南加賀土木総合事務所 建築課（小松市白江町リ61-1）

4 意見の提出方法

記入用紙（別紙）に住所、氏名、意見等を記入し、郵送、ファックス、電子メールのいずれかの方法で提出してください。

なお、意見を正確に承るため、電話や口頭による意見はお受けしておりません。また、意見の内容について確認させていただく場合があることから、氏名及び住所の記載のないものもお受けしかねますので、ご了承ください。

（提出先）

石川県土木部建築住宅課 住宅政策グループ

- 郵送 〒920-8580 金沢市鞍月1-1
- FAX 076-225-1779
- 電子メール kenjuu@pref.ishikawa.lg.jp

5 意見の取扱い

お寄せいただいたご意見は、石川県住生活基本計画の見直しの参考とさせていただきます。ご意見に対して個別に回答はいたしかねますが、いただいたご意見の概要とそれに対する考え方は、取りまとめてホームページに掲載する予定です。

その際、個人情報及び個人が特定できるような情報は一切公表しません。

石川県住生活基本計画2021の概要

■石川県住生活基本計画の概要

<計画の目的>

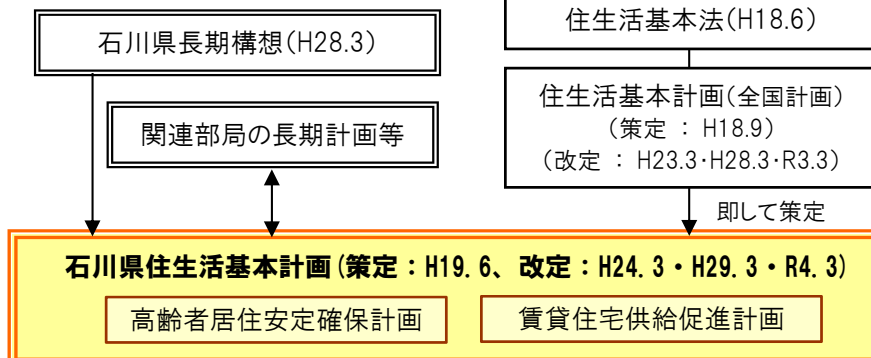
・今後の住生活の安定および質の向上のための基本理念、目標、推進すべき施策等を定め、住宅政策を計画的かつ総合的に推進する。

<計画の位置づけ>

・住生活基本法第17条第1項に基づく法定計画
 ・全国計画に即して、全都道府県が策定義務あり
 ・県民、住民組織、関連事業者、市町、県が実施すべき施策等を記載

<計画期間> 令和3年度～12年度の10年間（概ね5年間で見直し）

■計画の位置づけ



■3つの視点による住宅政策の整理

・石川県における豊かな住生活の実現に向けて、3つの視点から施策を整理し、総合的に実施。
 ・3つの視点から、4つの目標・12の施策分野を設定

①「ひと」の視点

住む人に着目した住宅の提供

②「住まい」の視点

住宅の質の向上、流通促進

③「まち・地域」の視点

住宅を取り巻く環境整備

■住宅政策を取り巻く現状と課題

「ひと」の視点

(1)少子高齢化のさらなる進展

・子どもを産み育てやすい住環境の確保／高齢者が安心して暮らせる住環境の実現

(2)単身世帯・少人数世帯の増加

・重層的な住宅セーフティネットの構築

「住まい」の視点

(3)耐震性・居住性などが低い既存住宅の存在

・耐震改修や総合的リフォームの実施／建替えによる更新

(4)カーボンニュートラルを目指した住宅の省エネ化

・住宅・建築物における省エネルギー対策・環境負荷軽減

(5)多数存在する居住目的のない空き家

・空き家の発生抑制や適正管理／空き家の有効活用

(6)中古住宅の流通は横ばい

・中古住宅の流通促進／中古住宅の品質確保

「まち・地域」の視点

(7)多様な主体による住まい・まちづくりの展開

・多様な主体による住まいづくり・まちづくりの推進

(8)自然災害の頻発・激甚化

・住宅・建築物の安全性向上／地域の防災力の強化

(9)景観形成やまちなみ保全に対する取組みの拡大

・景観、まちなみ、古民家、住文化などの地域資源の活用

(10)都市の活力低下や能登の深刻な人口減少

・定住促進／交流人口・活動人口の継続的な確保

(11)デジタル化の進展や新たな日常

・新技術の活用・県内産業の振興／新たなニーズ等への対応

■関連する主な新法・法改正

H29 「住宅セーフティネット法」の改正(住宅の登録制度、居住支援法人の創設)

H30 「建築基準法」の改正(既存ストックの活用、木造建築物の推進)

R2 「宅地建物取引業法施行規則」の改正(水害リスク情報の説明義務化)

R3 「建築物省エネ法」の改正(中規模建築物の適合義務化)

基本理念：安全でひと・地域にやさしく、魅力ある居住環境を目指して～いしかわの豊かな住生活を次世代へつなぐ～

視点・目標	施策分野	施策	成果指標 (★:今計画から追加・見直した指標)	
「ひと」の視点	目標1 誰もが安心して暮らすことができる地域社会の実現	(1)子どもを産み育てやすい住環境をつくる (2)高齢者の安全かつ安心な暮らしを支える(高齢者居住安定確保計画) (3)住宅セーフティネットを構築する(賃貸住宅供給促進計画)	(1)子育て世帯が安心して暮らせる相談体制の充実 (2)子育て世帯に適した住宅や住環境の整備	
	「住まい」の視点	目標2 次世代の良質な資産となる住宅づくりの推進	(1)住宅・建築物の安全性を高める (2)住まいの脱炭素化を進める (3)住宅を長く使う	(1)子育て世帯における住宅及び住環境に対する満足度★ 【81%(H30)→向上(R12)】 (2)住宅のバリアフリー化率 【52.7%(H30)→75%(R12)】 (3)居住支援体制を構築した市町の人口カバー率★ 【—(R2)→50%(R12)】 (4)耐震基準(昭和56年基準)が求める耐震性を有する住宅ストックの比率 【82%(H30)→95%(R7)】 (5)省エネルギー対策を講じた住宅の比率 【37.6%(H30)→50%(R12)】 (6)新築住宅における認定長期優良住宅の割合 【9.3%(R1)→20%(R12)】
		目標3 空き家活用の推進と住宅市場の活性化	(1)空き家の適正管理・活用を進める (2)既存住宅の流通を進める	(1)公的賃貸住宅の計画的な整備と適正な入居管理 (2)民間賃貸住宅の入居の円滑化 (3)民間賃貸住宅の管理の適正化
「まち・地域」の視点	目標4 安全で魅力ある住まいづくり・まちづくり	(1)住まいづくり・まちづくりの担い手を育てる (2)いしかわの地域特性を活かす (3)地域の活性化と集約型のまちづくりを進める (4)地域防災力を高める	(1)住宅・建築物の耐震性能の向上 (2)住宅・建築物の安全性の確保 (1)省エネ・創エネ等の推進 (2)省資源の推進 (1)長期間居住可能な仕様・性能を備えた住宅づくりの推進 (2)中古住宅の品質確保と流通促進 (3)適正なマンション管理の推進	(7)住宅のリフォーム実施戸数の比率 【4.4%(H30)→7%(R12)】 (8)居住目的のない空き家数★ 【37,600戸(H30)→4万戸程度に抑える(R12)】 (9)既存住宅の流通シェア 【13.5%(H30)→20%(R12)】 (10)住宅の災害時の安全性に対する満足度★ 【51%(H30)→向上(R12)】 (11)居住環境の災害時の安全性に対する満足度★ 【62%(H30)→向上(R12)】 (12)まちづくり活動団体数 【272団体(R1)→300団体(R7)】
		(1)空き家の適正管理の推進 (2)老朽危険空き家対策の推進 (3)空き家発生の予防や多様な利活用の推進	(1)子育て世帯が安心して暮らせる相談体制の充実 (2)子育て世帯に適した住宅や住環境の整備	
		(1)安心して中古住宅を取得できる仕組みの普及 (2)空き家や移住に関する情報提供の充実 (3)古民家の再生・活用の推進	(1)子育て世帯が安心して暮らせる相談体制の充実 (2)子育て世帯に適した住宅や住環境の整備	
		(1)住まいづくり・まちづくりの担い手の育成 (2)生涯にわたる住教育の推進	(1)子育て世帯が安心して暮らせる相談体制の充実 (2)子育て世帯に適した住宅や住環境の整備	

<公営住宅の供給の目標量約7,500世帯(戸)>
(R3～R12に公営住宅に入居する世帯の目標数)